

「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画(案)」概要

平成28年12月28日
一般社団法人日本自動車部品工業会

1. 経緯等

- ・一般社団法人日本自動車部品工業会（部工会）は、日本のものづくりの競争力強化の一環として、平成18年に経済産業省が策定、その後改訂された「自動車産業適正取引ガイドライン」や下請法等関係法規に基づき、取引適正化に努めてきた。
- ・また、本年10月6日の世耕経済産業大臣との懇談会において、大臣の掲げる「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を踏まえ、自動車産業において取引の適正化を進めるための自主行動計画策定の要請を受けて、当会として年内に大筋とりまとめ、年度内に策定することを表明した。
- ・そこで、当会総務委員会の下部組織である「調達・生産部会」において、「下請中小企業振興法に基づく振興基準（振興基準）」等の改正を踏まえて、自主行動計画の取りまとめを行ってまいりましたが、今般、大筋とりまとめに至ったところである。
- ・部工会は会員会社437社（平成28年12月1日現在）から構成されていることから、会員企業が自主行動計画を着実に実行していくためにも、今後会員会社へ自主行動計画及び振興基準等の改正等について説明を行うとともに、会員会社の意見等を反映して修正し、最終的には3月16日（木）の理事会で機関決定を行う予定である。

2. 自主行動計画（案）の概要

- ・部工会は、ガイドラインに掲げられている調達5原則を適正取引推進宣言として表明するとともに、世耕プランで掲げた3つの課題（「価格決定の適正化」「コスト負担の適正化（型の管理・費用負担等）」「支払条件の改善」）について、サプライチェーン全体での取引適正化に向けて取組みを行う。
- ・自動車産業は幅広い裾野と階層を持ち、発注事業者と受注事業者が相互に支えられ成り立つ産業であるため、持続的な成長に向けて、相互の理解と信頼を構築し連携していくことで、サプライチェーン全体で付加価値を高め、競争力を強化していくことが重要である。
- ・部品メーカーは、業界、企業規模（大企業から零細企業）、取扱品目、取引上の位置付け（受注・発注両方の立場、取引階層の混在）等が多種多様であることから、それぞれの立場により主張が異なることもある。部工会会員会社は、そのサプライチェーンの中流に位置する重要な役割を果たしていることを認識し、自動車メーカー等発注事業者が実施する自主行動計画に基づいた取組みを考慮し、自社の実態を踏まえ、取引先に自主行動計画に基づく活動を着実に実践していく。そして、その取組みを定期的にフォローアップし、改善していくことにより、サプライチェーン全体に取引の適正化を浸透させていく。
- ・こうした取組みにより、自動車産業全体で付加価値を生み出し、ひいては、日本経済全体の発展に寄与することが出来ると考えている。

I. 重点課題に対する取組み

1. 合理的な価格決定

競争力の維持・強化に向けて、引き続き自動車メーカー、部品メーカー、取引先がそれぞれの立場で不断の原価低減努力を重ねることが必要不可欠である。その上で部品メーカーは取引価格決定に当たり、今般の運用基準、振興基準改正を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費の変動等を考慮し、取引先と十分に協議を行う。

2. 型管理の適正化

部品メーカーは、今般の下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正や自動車メーカーが自主行動計画に沿って進める型管理適正化の取組みを踏まえ、型の所有権の所在に関わらず、量産から補給までのトータルでの競争力確保を前提に、保管費用の負担、及び返却や廃棄の手続における型管理の適正化・改善に取り組んでいく。

3. 下請代金支払の適正化

部品メーカーは、今般の下請中小企業振興法に基づく振興基準や関連通達の改正を踏まえ、取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、下請事業者と十分に協議し、下請事業者の資金繰りに配慮をしたものとするよう改善に努めていく。

II. 自動車産業適正取引ガイドラインの遵守

部工会会員会社は、下請取引適正化の推進のため経済産業省が策定した「自動車産業適正取引ガイドライン」で掲げられている、問題視されやすい行為について、公正な取引を実行するよう取り組む。

III. 取引先支援活動の推進

部工会会員会社は、裾野の広いサプライチェーンの技術力、品質、価格競争力等に支えられており、取引先との適正な取引条件の下で信頼関係を築き、共存共栄関係を長期的に維持していくことが、自らの競争力の強化に繋がるとの認識のもと、生産性の向上や製品の品質等の改善に努める取引先の事業活動を積極的にサポートする。取引先には、同様の取組みをその先の取引先以降にも展開していくよう働きかける。

IV. 教育・人材育成の推進

部工会会員会社は、「未来志向型の取引慣行に向けて」、振興基準改正、自動車産業適正取引ガイドライン等を踏まえて、各社で保有する業務ルール、教育ツール等について見直しを行い、以下の取組を継続・強化し、社内に周知・徹底を図る。

V. 普及啓発活動の推進

サプライチェーン全体への適正取引の推進は、部工会および部工会会員会社だけの取組みでは難しいことから日本自動車工業会をはじめ関係業界と連携し、適正取引の普及啓発に努める。部工会会員会社は、自ら適正取引を実行するとともに、発注側の立場では取引先に対して、受注側の立場では自動車メーカー等発注事業者に対し働きかけを行う。こうした取組みを通じて、部工会及び部工会会員会社は、サプライチェーン全体に適正取引の連鎖が生まれるよう努める。

VI. 定期的なフォローアップと改善

適正取引の推進には、自主行動計画に掲げた精神や行動規範を、部工会会員会社の調達活動に定着させることが重要である。そのため、部工会は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画を定期的にフォローアップすることにより、実施状況を確認・評価し、必要に応じ改善していく。

以上